

令和 7 年 4 月 農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和7年4月18日(金)

開会 午前 9時35分

閉会 午前 10時39分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	欠
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	出
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

7番 豊増 義治 委員 8番 永渕 久雄 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第1号	人事異動の発令について	
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	農用地利用集積等促進計画について	16件
報告第1号	農地法第5条の規定による届出について	4件
報告第2号	農地法第18条の規定による通知について	5件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 舟越 健策 王丸 貴将

6. その他出席

武田 隆洋

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和7年4月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は10名、〇〇〇〇委員より、欠席の連絡を受けております。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号7番〇〇〇〇委員と議席番号8番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、人事異動の発令についてでございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第1号、人事異動の発令について、4月1日付で市長部局の異動に伴い、農業委員会事務局の職員につきまして異動の発令をしましたので、承認を求めます。

1ページをお願いいたします。

〇〇〇〇係長が市長部局へ異動され、後任として〇〇〇〇係長が任じられております。

以上、説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件については原案どおり承認することに決定いたしました。

まず、異動された方から挨拶をお願いいたします。

(前任・新任者からの挨拶)

ただいま異動された方から御挨拶がありました。前任の方におかれましては大変御苦労様でした。

また、後任の方につきましては、これからどうぞよろしくお願いいたします。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について7件、25筆でございます。

議案第2号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について7件、25筆の申請がございました。

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は、記載のとおりでございます。念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第２号、番号２の案件につきましては、経営縮小を考えていた譲渡人から、耕作者である譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、農地法第３条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第２号、番号２の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第２号、番号２の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第２号、番号３の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、３ページをお願いいたします。

議案第２号、番号３の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、鳥栖市へ転入し、新規就農を考えていた譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、念書において地元区長、及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付をされていることから、農地法第３条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第２号、番号３の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

６番委員

６番〇〇です。新規就農の方ということでちょっと質問をさせていただきたいんですけど、まず鳥栖市に転入されるということだったんですが、今回申請に上がっている土地の近

くに引っ越しされるご予定なのかということと、営農計画では現況地目畑となっていますけど、こういったものを耕作されるご予定なのかということをお聞きしたいと思います。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

まず1点目の御質問についてなんですけれども、委員御指摘のとおり、申請地の農地に近いところに、住まわれるということで伺っております。

2番目の耕作につきましては、野菜やかんきつ類を育てられるということで、営農計画書のほうに記載があります。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

議長

〇〇委員よりただいま御意見いただきましたが、他にございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号4の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、番号4の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、また営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号4の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

7番〇〇ですけど、もう少し説明が要るような案件だと思いますけど。

どうということかという、この方は令和4年の3月委員会で保留されましたよね。

そして4年4月20日の農業委員会で、農地法遵守ということで否決されたんですよね、この方。

それでまた同じ人が上がっているのはどんなことでしょうか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

譲受人の方につきましては、今御指摘ありましたとおり、以前そういったことがございまして、本人と、あと地元のほうともお話をさせていただきまして、その後、念書等も交わした上で、営農のほうに取り組めますということで、確約頂いておりますので、今後、それ以降も、特にそういった問題は見受けられないということで、事務局としては特に支障はないと考えております。

以上でございます。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

それでは納得できない状況なんですけど。

というのは、私の住んでいるところで、生産組合の方が、農地の賦課金徴収に行ったら、この方に売ったので、その方から、賦課金は徴収してくれच्छゅう。

その人が買っている、だけど耕作には来ていない。今局長が言われたその後ですね。

結局耕作していないんですよ。

そして、皆さんも農地パトロールはしていても、自己保全の土地がいっぱいある。

これは、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件に当たっていないのに新規に農地の権利を取得しようとするもの。またはその世帯員等が保有している農地を含め、それらのものが全ての農地を効率的に耕作する。

農地法遵守は私たちの仕事だと思いますけど、どうでしょうか。

(発言する者なし)

議長

はい、続きですね、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

皆さん、農地法とか手引書をもらってあると思いますし、それを読むと、私たちの仕事は農地、農家を守るためにあるし、農地法を一番守らなきゃなら、よく審議すべきだと私は思います。

議長

事務局どうぞ。

事務局

現状というところで、今言われたとおりの御指摘があったところではありますが、事務局といたしましては、申請があったとおりで、今回皆様のほうにお諮りをさせていただいていくというところがございますので、あとは委員の方々の御判断ということになるかと思います。

以上です。

議長

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

もう一つじゃあ、農地台帳、野帳ですね。あれを配ってもらおうと分かりますよ。

いかがですか。

議長

もう少し詳しく話してください。

7番委員

皆さん出しとるでしょ、農林課、農業委員会に野帳あるでしょ、皆さん。

誰が持つとととですか、あの野帳。

事務局

うちでは持っていません。農林課のほうになりまして、うちでは扱っておりませんので。

7番委員

じゃあそれは取れますか。

事務局

いや、うちでは取れません。

7番委員

なら、農業委員会は、事務局は何を見て調べようとかですか。

事務局

台帳のほうがございますので。農地台帳のほうから。

7番委員

それ、貸し借りって何でも書きちゃなか。ただそれからいけば耕作面積じゃなして保有面積しか出とらんでしょ。今局長が言いよつとなら。

ここに、9万1,499.7って書きちゃつとはこれ、耕作面積って書いてあるわけ。保有面積でしょ。

この人が、耕作していないっちゅうて、この間からも結構出よつたでしょ。それをもうちょつと考えてください。

議長

そういう状況で、進めていいですか。

これは皆さんの判断で、ここは許可する許可しないというのはちょっと決まってしまうすんで。そういう、今〇〇委員が言われるような。

7番委員

皆さんの意見は聞かんと弁護士先生もおんしゃあし、こういうことは農地法も関係しとるし、皆さんの意見が出とるなら、もうしょんなかやけんけど、皆さんの意見ですよ。

議長

ただ、まずその頭の段階でやっぱり事務局のほうとしては、出された資料に不備がなければ当然、こちらのほうに。最終的な審議はもう委員の皆さんでされるべきだと思いますんで、今、そういう御意見を今〇〇委員から頂きましたので、それに対しても判断をしていただくと。（発言する者あり）

はい、〇〇委員どうぞ。

6番委員

6番〇〇です。

私もちょっと記憶が曖昧だったんですけども、そういう今〇〇委員の御指摘があつて、やっぱりそうだったんだなあと思ったんですが、御指摘のとおり、以前この方の同じような、農地法3条の許可申請があつて、その当時の担当地区の委員から、所有権だけ取得して耕作をしていないという疑いがあるというようなお話があつて、それで一旦保留になって、ちょっと地元のほうで話をするとありまして、それで、皆さんで話をされて、ちゃんと耕作しますというような念書を取得されたりして、その後の委員会、定例会で許可されたというような経緯があつた、という記憶です。

〇〇委員の御指摘のとおりで、やはり所有権だけ取得して耕作しないというのは、許されないことだと思いますので、ちゃんと耕作していただくということが前提であらうと思います。

問題はやっぱり、〇〇委員の御指摘の中にあつた、この方が今も耕作をしていないところ

があるのかどうなのかっていうところが、ちょっと私は今判断がつかないなと思っているところとして、先ほど〇〇委員が言われた、賦課金徴収に行ったときにどうのという出来事があったというようなお話をされたんですが、その辺りがちょっと事情として、いまいちよく理解できなかったのので、この譲受人の方が、今もほかの農地を耕作していないであろうと疑われるような事情を〇〇委員のほうで御認識されているということであれば、もう少しその辺りを御説明を頂きたいなと思っております。

以上です。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

皆さん御存じのように、農地賦課金ちゅうて、反当たりいくらで、生産組合に払わやんですよね。

私たちのところも反当たりいくらで集金に行ったら、自分はもうこの人に売っているの
で、そちらに徴収してくれって言われて、請求したらその方が払った。ちゅうことは、売買
が成立してその人の所有地になっていると思います。

だけど、耕作はしていない。以前から作っている人がそのまま作りよる。そいけんその人
は耕作していない。

利用権設定で人に貸しとるなら、これ駄目でしょ。

いかがですか。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

11 番委員

すいません、11番の〇〇でございますけど、今〇〇委員がおっしゃったことはよく分かります。

うちの場合でもそういうことは多々あります。

所有権移転されて、どうしても所有権は移転したけど、〇〇〇〇〇〇さんとか、うちあたり
もそうでございますけど、そこにそのまま継続して耕作をしていただくというようなことは
やっぱり今までも多々あったろうと思うんですよ。

そいけんうちの場合もあります。〇〇法人の場合もあります。

土地は動かしたですけど、弟さんに名義を変えたんですけど、そのままつくってください
というようなことがありますので、この譲受人の〇〇さんでございますけど、この方は多
分、〇〇さんがおっしゃるとおり、農地所有だけの所有面積じゃないかというのはよく分か

ります。

耕作面積じゃないとおっしゃるのはよく分かりますけど、果たしてこの農業委員会の中で非常に難しいことですが、まず荒かしていただかないとか、放置していただかないということがまず基本だろうと思うんです。

本来は今言う3条の規定に沿うように、そういう所有権移転したら耕作するのが当たり前のことです。

ところが、そういうことをして動いても、耕作をしてある方、〇〇さんもこの間からおっしゃったとおり、開発にかかった場合、土地を放すもんじゃなくて、借る人とか作ってある方のことを第一に考えないかんよというようなことも踏まえますと、〇〇の場合はそういうのはいっぱいありますんで、なかなか難しいのかなということで、ここで賛成反対とか決めるのは非常に難しかろうて、どなたの委員さんもそうじゃなかろうかと思いますけど。

ちょっとそこで私もどっちに手を上げたらいいか、もう自分でも迷います。

以上でございます。

議長

農業委員会としては現に耕作されているか否かというところ。

それで、今いろいろ〇〇の事例もお話しされたんですが、仮に例えば草刈りだけやってるとか、耕起はしてるんでこれ耕作してますとかいう意見を言われるかもしれないと。

そういった事実というのはちょっと、本当に細かく調べてみないと分からないところもございまして、これは一旦耕作してるか、してないか、そこが遊休農地化してるかどうかとか、そういったところをまず調べて、それからまたお諮りするようなイメージがいいのかなと。

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

はい、個々の考えとかいろいろあるのは分かりますよ。

私も、作ってもらうならそれが1番よかって思うけどですよ。

私たちの仕事としては、農地法遵守っちゅうか、もうあの人はよか、この人はでけんとかじゃなして、ちゃんとしたのを守って審議すべきだし、事務局が分かってないのはもう少し調べてからしてください。会長が言うごと。

議長

例えば、一般の委員さんも全部その方を終日見られてるわけじゃないと思います。

だから先ほど言ったように、もしかしたら、耕起はされてるとかいうのもあるかもしれないんで、一概にだからそこで耕作してるしないという判断というのはかなり難しいところだ

と思います。

見方としてはどうでしょう。何か作ってるか作ってないかぐらいのところしか、結局は資料的に見れなくて、その方が本当に何もしてるか。

〇〇委員どうぞ。

9番委員

9番の〇〇です。これちょっととにかく地元の委員さんがどういう風に思われとるか。

今のこの現状は私たちも全く知らんけん、とりあえず地元の委員さんの意見もちょっと聞きたいというところです。

議長

地元というのは〇〇さんの地元のということですよね。

9番委員

これ〇〇になっとるね。

議長

土地がですね。

9番委員

ということは〇〇たい。

そいけん結局、地元の委員さんたい。地元の委員さんがどう思うか。

俺たちはこの紙切れだけで現場も知らん、荒れ地でもわからん、実際耕作しよるかもわからん。

地元の委員さんは現況を把握しとろうと思うけん、ちょっとまず地元の委員さんがどう思われとるか。

議長

これは貸し借りにおいて、〇〇町が今のこの圃場がどうなっていくかというのはまだ現時点ではわからんところではありますよね。

本当に何をつくられるか、計画では出されてますけど。

〇〇委員どうぞ。

7番委員

〇〇ですけど。

事務局がちゃんとしてくれんなら私たちが分かるわけなかし、全部受け付けました、なら困るけんちょっとさっき言うたごと野帳でんなんてでん、地元の生産組合長さん区長さんの意見でんあるなら、聞かんなら、事務局が信用できんでしょう、このまんまじゃ。

何でん上げてきて、どげんか分かりませんちゅうなら。一応、し直してくださいちゃんと。

議長

どうでしょうかそれでは、今回この審議は、保留させていただいて、次回という形をとられますかね。

なかなかやっぱり物を作ってるか否かというところまでしか多分きっちり確認はできなくて。（「9町でん10町でん20町でんしよる人はおりますよ」と呼ぶ者あり）

ただ実際監視されるのはやっぱり地元の、その方の土地を借りられてる、委員さんたちが、先ほど〇〇委員が言われたような事例を、作ってないとか作っているとかいう話を。

（発言する者あり）

一旦、ここで休憩します。

（休憩）

議長

それでは、再開いたします。

それでは、過去に出された、営農計画書とか念書、そういったものを少し確認させていただいて、現地確認が必要なところは地元委員さんにちょっとまたお願いするか否かを決めさせていただいて、そこでまた議案として出せるかどうかの判断をしていただいて、出せるということであれば、またそこで提出して、議案で上げていただくという形で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ここでは、これを保留ということで、お願いします。

それでは次に、議案第2号、番号5の案件について審議いたします。

一緒ですかね。一旦ここで保留という形をとらせていただきます。

それでは、議案第2号、番号6の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4ページをお願いいたします。

議案第2号、番号6の案件につきましては、経営縮小を考えていた譲渡人から、耕作者である譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号6の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ありませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号6の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号7の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、番号7の案件につきましては、経営縮小を考えていた譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。

また、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号7の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

7番〇〇ですけど、この方は次のページの3号と一緒にの方ですけど、今、米を作っているんですか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

〇〇〇のほうで、耕作をされている、米とかですね。（「耕作はされているんですね」と呼ぶ者あり）

〇〇〇〇〇〇のほうですね。

7番委員

下の方と一緒にだと思いますけど、この地番がですね、隣を買ったりこうしたりして、資材

置場とか、しているみたいなんですけど、そのための売買じゃないんですね。

地番は何番地の1と2とか、〇〇町のとか、隣を買っているんですよね、次。

事務局

委員おっしゃるとおり、次の議案の3号に出てきますところと隣り合わせの部分がございます。一部ですね。

7番委員

そういう目的で農地を買いよつとやないとですね、それなら。

ただ単純に米を作りたいから？

事務局

こちらの土地につきまして米というか、ミカンやカキや栗の栽培ということでの営農計画書が出されております。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

さっき言ったようにわからんですね。

そげん言われりゃそれで済むし、やっぱり地元をもう少し、地元の生産組合と委員さんらと、ときどき見てもらわんなら、もう言いなりになって、ただ終わるかですよ、それ。

この方が自分の土地じゃけんが、資材置場でよかろうけど、こげな番地てんなんてん見よかんと、そういう人たちばかり、建築関係の人は、するかわからんけど、地元の迷惑にならないかどうかがありますので、よろしくお願いします。

議長

他に御質問ありますか。

ないようですので質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号7の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、2件、6筆でございます。

議案第3号、番号1について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものについて1件、4筆、賃貸借権設定に係るものについて1件、2筆の申請がございました。

それでは5ページをお願いいたします。

議案第3号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては申請者が鳥栖市内で増加する受注に対応するため、資材置場が必要となったことから、転用申請をされるものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりでございまして、参考事項の排水計画の雨水排水は、東側の水路に放流される計画となっております。

また、資金計画につきましては、通帳の写しが添付をされております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、中山間地域等に存在する、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地と判断をいたしております。

許可の基準といたしまして、第2種農地は、第3種農地に立地困難な場合許可ができることから、農地転用は許可しうると判断をしております。

以上、議案第3号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元委員さん、御意見何かございませんか。

〇〇委員どうぞ。

4番委員

4番委員の〇〇です。

担当委員として、4月14日に会長と私と事務局で、現地を確認しました。

今回の申請地は〇〇町に所在する農地で、申請者は鳥栖市内で増加する受注に対応するため資材置場が必要となったことから、転用申請されたものです。

現地確認の際に排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について特に問題等はないと思われます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

ただいま、〇〇委員から御意見いただきましたが、他にございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、6ページをお願いいたします。

議案第3号、番号2の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者が〇〇〇〇〇〇〇線ほか1路線、道路改良工事に伴う構造物設置工事を行う際、施工に必要な機材及び資材置場が必要であるため、一時転用申請をされたものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりでございまして、参考事項の排水計画の雨水排水は、東側水路に放流をされる計画となっております。

また、資金計画につきましては、予算の議決書が添付をされております。

一時転用期間は令和7年5月1日から令和7年12月31日までとなっており、現況復旧確約書が添付をされております。

5ページに位置図、それから6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどお願いいたします。

申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内のある農地に該当することから、農用地区域内農地、いわゆる青地でございます。

許可の基準といたしまして、立地基準では、農用地区域内の農地であるため原則不許可と

なっておりますが、例外許可といたしまして一時転用であり、現況復旧確約書により原状回復が確実と認められるため、農地転用は許可しうると判断をしております。

以上、議案第3号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元委員さん、何かございませんか。

〇〇委員どうぞ。

4番委員

4番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

4月14日に、会長と私、〇〇推進委員、事務局で、現地を確認しました。

今回の申請地は〇〇町に所在する農地です。

申請者は、〇〇〇〇〇〇〇〇線ほか、道路改良工事に伴う構造物設置工事を行う際に施工に必要な機材及び資材置場が必要となったため、一時転用申請されたものです。

現地確認の際、排水についての説明を受けましたが、今回の農地転用申請について特に問題等はないと思われまます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

ただいま、〇〇委員から御意見をいただきましたが、他にございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画について、16件、30筆でございます。

議案第4号、番号1から番号16につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは7ページから11ページをお願いいたします。

議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画につきましては、16 件、30 筆の申し出がございました。

農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構が定めることとなっておりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市農業委員会より意見の聴取を行うものとすることから、今計画について御意見を伺うものでございます。

内訳につきましては、11 ページの農用地利用集積等促進計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

11 ページをお願いいたします。

1 の利用権設定の中の（１）地目別設定面積について、地目「田」「畑」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が 4 万 2,012 平方メートルとなっております。

次に、（２）の作物別設定面積について作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が 26 件、4 万 183 平方メートル、使用貸借権が 4 件、1,829 平方メートルとなっており、総合計 30 件、4 万 2,012 平方メートルとなっております。

次に、3 の申請者の状況につきましては、貸人が 16 名、借人が 9 名、申請枚数は 16 枚となっております。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第 4 号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

よろしいですね。

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

なお、本件は、鳥栖市農業委員会会議規則第 17 条による簡易採決を行います。

議案第 4 号、番号 1 から番号 16 の計画について、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、そのように決めます。

次に、報告第 1 号から報告第 2 号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは 12 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、4 件、4 筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、13 ページから 14 ページをお願いいたします。

報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知につきまして、5 件、12 筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し 6 か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第 1 号から報告第 2 号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いいたします。

その他の事項で委員の皆さんから、何かありませんか。

(発言する者なし)

よろしいですか。

それでは、事務局のほうから、何かありませんか。

はい、お願いします。

事務局

そういたしましたら、資料 2 のほうをお願いいたします。

先日の定例会で御説明をいたしましたけれども、令和 7 年度の最適化活動の目標の設定等につきまして、4 月 1 日現在の数値が確定をいたしましたので、改めてその項目につきまして御説明をさせていただきます。

まず 1 ページを御覧ください。農業委員会の状況でございます。

中段の 2、農家農地等の概要ですが、右側の表、経営体数の内訳の数字につきましては、農林課への調査により記載をしております。

2 ページを御覧ください。最適化活動の目標でございます。

1. 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積、①現状及び課題でございますが、これまでの集積面積は 934 ヘクタールとなっており、集積率は 75.3%となっております。

これまでの集積面積を修正したことにより、今年度末の集積面積を 935 ヘクタールとし、今年度末の集積率の目標も 75.4%に修正をしております。

目標につきましては、県が定めております集積目標に合わせて、令和 13 年度までに、集積率を 80%を目標として目指すこととしております。

3 ページを御覧ください。

(3) の新規参入の促進、①現状及び課題でございますが、新規参入者は、過去数年は 0 件から 1 件の間を推移しております。

②の目標でございますが、令和 4 年度から令和 6 年度の権利移動面積の平均の 1 割以上を、新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積としまして、11.8 ヘクタールと設定をしております。

修正した項目は以上となりますが、お示しした内容で目標を設定し、今後事務を進めてまいりたいと考えております。

以上、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等についての説明とさせていただきます。

議長

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和 7 年 5 月 20 日火曜日、午前 9 時 30 分より 3 階第 3 委員会室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____